

枚方市生活支援員養成研修実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和2年度 枚方市生活支援員養成研修実施業務

2 業務の目的

地域の元気な高齢者を中心に介護予防・日常生活支援総合事業における枚方市生活支援員として活躍していただくことにより、高齢者の持つ豊かな経験と知識・技能を活かし、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進による地域社会の活性化を図るとともに、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを支援する。

3 業務を委託する期間

契約締結日から令和3年3月31日までの間とする。

4 委託業務の内容

(1) 研修の周知

研修の開催にあたり、広く住民に周知するよう努めることとし、その方法について企画提案書に記載すること。

(2) 研修の実施

① 年2回程度、発注者が指定する会場において、認知症に関する知識やコミュニケーション技術等を習得する養成研修（概ね13時間程度の講義及び演習）を行い、高齢者等への生活支援サービスを行う担い手を養成すること。

枚方市生活支援員養成研修実施要領に基づき当該研修を実施すること。

別紙、研修カリキュラムに基づき、履修科目の順番等を記した企画提案書を提出し、発注者の承認を得ること。

② 年1回程度、発注者と受注者が協議し、発注者が認めた施設において、前号に掲げる研修を検討すること。

別紙、研修カリキュラムに基づき、履修科目の順番等を記した企画提案書を、開催日の90日前迄に提出し、発注者の承認を得ること。

③ 年1回程度、研修修了者に対して、認知症に関する知識やコミュニケーション技術等の向上を目的としたフォローアップ研修の実施を検討すること。研修を実施する場合は、企画提案書を開催日の90日前迄に提出し、発注者の承認を得ること。

(3) 研修の方法

講義と演習を実施し、自ら考えることにより理解を深め、実践力を身につけるよう工夫すること。

(4) 研修修了証書の発行及び研修修了者名簿の作成・管理等

研修修了者に研修修了証書と研修修了者名簿を作成し、実績報告時に提出すること。
また、写しの管理を行うこと。

(5) 研修修了者の活動支援

研修修了者の活動支援の内容については受注者が決定することとするが、下記の①～③を踏まえた内容とすること。なお、研修修了者の活動支援の内容については、企画提案書に記載すること。

- ① 研修修了者の希望に合った活動、関心を持てる活動を紹介すること。
- ② 研修修了者が新たな活動グループを立ち上げる場合にはその相談を行うこと。
- ③ 活動参加後もアドバイスや活動についての相談など継続的な支援体制を整えること。

5 本事業にかかる委託料の支払い

本事業の委託料については、実績報告の確認を行い、その内容が契約の内容に適合するものとして認められた場合、速やかに支払うものとする。なお、本事業の委託料に充てられる経費に他の補助金や委託料が充てられている場合、本事業の対象経費としない。

6 実績報告

本事業の実績報告書は、本事業終了後速やかに提出すること。

7 協議

本事業について、この仕様書に規定するもののほか、事業の内容等について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定する。